

## 7 入園にあたって

子ども子育て支援制度に基づき、保育園などを利用する際、入園の申し込みとは別に、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受けることが必要です。

以下の3つの区分の認定により、支給認定を受け、施設（幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所）を利用することになります。

1号認定 (教育標準時間認定)	2号認定 (保育認定・満3歳以上)	3号認定 (保育認定・満3歳未満)
お子さんが <u>満3歳以上</u> で、 教育を希望される場合	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、 保育が必要な理由に該当 する場合	お子さんが <u>満3歳未満</u> で、 保育が必要な理由に該当 する場合
利用先 幼稚園、認定こども園	利用先 保育園、認定こども園	利用先 保育園、認定こども園 小規模保育事業所

※ 東御市内には幼稚園および3号認定を預かる認定こども園はありません。

問い合わせ先 . . . 保育課 保育係 TEL 64-5903

